

収受印

納付の猶予(特例)申請書
(厚生年金保険料等)

特

年金事務所長殿

厚生年金保険法第89条(子ども・子育て支援法第71条第1項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。)、健康保険法第183条、船員保険法第137条及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第2条第8項の規定によりその例によるものとされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条第1項の規定によりみなして適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納付の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	事業所整理記号						新型コロナウイルス等の影響	<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少
	住所所在地	電話番号 ()						<input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少
	氏名 名称	印						<input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少 (理由:)
納付すべき保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	備考	
				円	円	円		
	小計							
	合計			①				
猶予期間			納付すべき保険料等の納期限の翌日から1年間					

2 令和3年2月1日までに納期限が到来する保険料等について申請等を希望する場合は、チェックしてください。

- ①令和3年2月1日までに納期限が到来する保険料等について、毎月告知した後、納期限までに納付がなかった場合は、その月の保険料等に係る納付の猶予(特例)の申請があったとみなすことに同意します
- ②令和3年2月1日までに納期限が到来する保険料等の口座振替を停止することに同意します。
- ※上記①及び②の取扱いは本申請書による申請が許可された場合に限りです。

3 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月			収入減少率
	月	月	月	月	月	月	
収入	売上	円	円	円	円	円	$1 - (② \div ⑤)$ $1 - (③ \div ⑥)$ $1 - (④ \div ⑦)$ のうち最大のものを記載
	小計	②	③	④	⑤	⑥	⑦
支出	仕入						支出平均額 $(⑧ + ⑨ + ⑩) \div$ 記入月数 ⑪ 円
	販売費/一般管理費						
	借入金返済						
	生活費(※)						
小計	⑧	⑨	⑩				

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑪ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	円
			=	当面の支出見込額(⑫)
				円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の合計(⑬)
				円

(4) 納付可能金額

⑬ (現金・預貯金残高) - ⑫ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑭) 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予額

(①) 猶予を受けようとする金額		(⑭) 納付可能金額		=	猶予額
円	-	円			円

4 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が軽減されます。
(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。
なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ 年金事務所への申請書の郵送により、申請いただくことができます。
- ・ 申請していただいた内容は年金事務所で審査します。
- ・ 猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- ・ 他の機関(税務署等)への猶予(特例)申請や、職員からの電話による内容確認等にご利用いただけますので、必要に応じて提出する申請書のコピーをお手元に残しておいてください。

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所(徴収担当)にご相談ください。

※年金事務所記入欄

整理簿登記年月日	令和	年	月	日
通知書発出年月日	令和	年	月	日
オンライン入力日	令和	年	月	日

追	通知書発出	4	5	6	7	8	9	10	11	12
加	オンライン入力	4	5	6	7	8	9	10	11	12